

税制上の優遇措置について

立命館アジア太平洋大学(学校法人立命館)に対するご寄付は、
所得税の税制上の優遇措置を受けることができます。

(平成 23 年 6 月に税制が改正され、「税額控除」と「所得控除」のいずれかを選択いただけるようになりました)

	税額控除 ※新たに選択可能になったもの	所得控除
優遇措置の内容	算出税額から差し引かれます	課税前の所得から差し引かれます
控除額	$[(\text{寄付金額}^{*1} - 2000 \text{ 円}) \times 40\%]^{*2}$	寄付金額 ^{*1} - 2000 円
申告方法	本学発行の寄付金額収書を確定申告書類に添付して 所定の期間に所轄税務署に提出してください。	
還付される金額 について ※おおよその イメージです	例) 給与収入600 万円の方が5 万円をご寄付された場合 (所得控除・基礎控除のみ勘案した場合)	
	税額控除額: (5万円 - 2000円) × 40% = 19200円 還付金額^{*2}: <u>19200 円</u>	所得控除額: 5万円 - 2000円 = 48000円 還付金額: 48000円 × 20% ^{*注} = <u>9600円</u> <small>* 注 各人が適用されている所得税率は収入 によって5~45%の範囲で変動します。</small>
備考	上記の還付金額はあくまでも控除の違いを掴んでいただくための簡易計算による金額です。 必ず還付される金額ではございませんので、ご注意ください。	

* 1・・・年間総所得額の40%が限度額です * 2・・・所得税額の25%が限度額です

《地方自治体が条例指定している場合は、住民税についても寄付金控除が適用されます》

本学が条例指定を受けている地方自治体(2019 年 4 月末現在)

京都府・滋賀県・大分県・大阪府・京都市・草津市・守山市・大阪市・茨木市・江別市・別府市

※ご寄付いただいた年の翌年 1 月 1 日時点で上記に居住していることが条件となります。

(例)大分県・別府市の場合

別府市内在住 (寄付金額^{*3} - 2 千円) × 10% (県民税分・・・4%、市民税分・・・6%)

大分県内在住 (寄付金額^{*3} - 2 千円) × 4% (県民税分・・・4%)
(別府市以外)

* 3・・・年間総所得金額の 30%が限度額です

お問合せ先

立命館アジア太平洋大学 事業課 寄付事務局
電話 0977-78-1136 FAX 0977-78-1113
(受付時間 土日祝日を除く9:00~17:30)
〒874-8577 大分県別府市十文字原1-1